

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業者名	住所
株式会社佐藤渡辺	東京都港区南麻布1-18-4

2. 指名停止措置期間

令和7年1月10日 から 令和7年3月9日 まで（2ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

(株)佐藤渡辺の石川営業所長は、福島県石川町が発注した複数の公共工事を巡り、入札前に受注予定者などを決める受注調整をしていたとして、令和6年10月7日、談合罪で略式起訴された。

5. 指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下、「措置要領」という。）別表第2第8号ロ及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号ロに該当し、措置要領を準用する「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」第1条の規定に該当する。

指名停止措置要領 別表第2

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。） イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員 ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2ヵ月以上12ヵ月以内 1ヵ月以上12ヵ月以内

問い合わせ先（○主な問い合わせ先）

四国地方整備局 総務部契約課 087-811-8303（直通）

契約課長 山本 隆

○建設専門官 森崎 貴司